令和元年10月16日 要項第6号

(趣旨)

第1条 湯前町は、湯前町総合戦略に基づき、本町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本町に移住した者が移住支援金(以下「支援金」という。)の要件を満たす場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

当該支援金の交付については、湯前町補助金交付要綱(平成19年1月31日要綱第1号)及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業 実施要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる ものとする。

(支給対象者)

- 第2条 支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、 第4号又は第5号の要件を満たす就業又は起業等をした者とする。
 - (1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの

条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、 東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の 起算点とすることができる)。

- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- d 移住元で税金・保険料・使用料等を滞納していないこと。
- イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- b 本町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後1 年以内であること。
- エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。)。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。
- d その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件
 - 一般の場合にあっては、アからキに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的

人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては、ア及びクからサに該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、熊本県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法 人に就業していること。
 - a 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助をうけている法人を除く。)ではないこと。
 - b 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。
 - c みなし大企業でないこと。(ただし、上記bの法人がいわゆる親会社である場合は みなし大企業としない)
 - d 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。) を採用する法人を除く。)ではないこと。
 - e 雇用保険の適用事業主であること。
 - f 「くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター」へ登録している法人であること。
 - g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
 - h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- ク 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を 有していること。
- コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- サ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ 週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供 されていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件

次のaに掲げる関係人口要件のいずれか(全て)に該当し、かつbに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれか(全て)に該当すること。

- a 関係人口要件
 - ア 過去に町内で湯前ワーケーションを行ったことがある者
 - イ 過去に湯前町お試し居住施設を利用したことがある者
 - ウ 転入日の属する年度及び当該年度の過去5年間のうち、湯前町にふるさと納税を3 回以上したことがある者(ただし、1年度の間に複数回ふるさと納税をした場合は1 回とみなすものとする。)
 - エ 過去に連続して3年以上、町内に在住・在勤していた者
 - オ その他町長が認めた者
- b 地域の担い手確保の要件
 - ア 町内において、新たにサテライトオフィス等を開設する者または町内のサテライト オフィス等に就業する者
 - イ 町内で起業する者
 - ウ 町内の事業所に就業する者

- エ 町内の農林水産業に就業する者
- オ 町内で事業継承するもの
- (5) 起業に関する要件

1年以内に熊本県が要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定 を受けていること。

(支援金の額)

- 第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 2人以上の世帯の移住者 1,000千円
 - (2) 単身の移住者 600千円
- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき1,000千円を加 算する。

(支援金の交付申請)

- 第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、湯前町移住支援金交付申請書(様式第1号) に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請年度の2月末日ま でに町長に提出しなければならない。
 - (1) 全ての申請者
 - ア 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)
 - イ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間(第2条第1号アに該当すること。)を確認できる書類)
 - ウ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
 - (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者(次号に定める者を除く) ア 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
 - (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主 ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類(移住 元での在勤地を確認できる書類)
 - イ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
 - (4) 2人以上の世帯の移住者
 - ア 移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地

を確認できる書類)

- (5) 支援金(就業の場合)の申請者
 - ア 就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類) (様式第2号 -1)
- (6) 支援金 (テレワークの場合) の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書(自己の意思等を確認できる書類) (様式第2号-2)

- (7) 支援金(本事業における関係人口の場合)の申請者
 - ア 関係人口の要件及び地域の担い手として就業したこと等を証する書類等
- (8) 支援金(起業の場合)の申請者
 - ア 起業支援金の交付決定通知書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

(支援金の支給)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、湯前町移住支援金交付決定通知書(様式第3号)を交付し、支援金を支給するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が補助金の交付決定を受けた後,紛失等の理由により湯前町移住支援金交付 決定通知書の再交付を必要とするときは、湯前町移住支援金交付決定通知書再交付願(様 式第4号。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに湯前町移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第5号)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、熊本県知事に協議のうえ、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 次のアからエまでに該当する場合 全額
 - ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
 - イ 支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合
 - ウ (就業の場合のみ該当)支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を 辞した場合
 - エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - オ 支援金の申請日から5年以内に税金・保険料・使用料等を滞納した場合
- (2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額 (雑則)
- 第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の湯前町移住支援金交付要項の規定は、令和7年(2025年)4月1日以後に本町に転入した者に適用し、同日前に本町に転入した者は、なお従前の例による。